

事 務 連 絡 令和3年12月10日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について」の一部訂正について

令和3年8月31日付け保医発0831第2号における「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

別添 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部 改正について」(令和3年8月31日付保医発0831第2号)の別添1の一部訂正 について

(別添)

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について」(令和3年8月31日保医発00831第2号)の別添1の 一部訂正について

- 3 別添1の第2章第10部第1節第8款K594を次に改める。
 - (1) (略)
 - (2) 「4」の「イ」開胸手術によるもの又は(5)に掲げる左心耳 閉鎖術を胸腔鏡下に実施したものは、区分番号「K552」、「K 552-2」、「K554-2」、「K555-55」、「K555-3」、「K557」から「K557-3」まで、「K560」 及び「K594」の「3」に掲げる手術(弁置換術については機 械弁によるものを除く。)と併せて実施した場合に限り算定でき、 当該手術を単独で行った場合は算定できない。
 - (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) 左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実施したものは、「K554-2」又は「K555-3」に掲げる手術(弁置換術については機械弁によるものを除く。)と併せて実施した場合に限り算定でき、当該手術を単独で行った場合は算定できない。なお、左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実施した場合は、本区分の「4」の「イ」開胸手術によるものの所定点数を準用して算定することとし、当該手術と「K554-2」又は「K555-3」に掲げる手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数に、従たる手術の所定点数の100分の50に相当する額を加えた点数を算定する。